

令和4年度

第2回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和4年5月20日（金）午後3時00分～午後4時20分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局次長 藤本 弘子、主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 12)岩崎 一彦 13)臼井 正
14)中山 喜作 15)岸本 光
(10)鷹尾 元弘 (11)繁本 雅和 (12)藤原 龍巳
5. 議事録署名委員 2)柴崎 彰孝 4)大橋 徹
6. 現地確認 5)谷口 高史 6)長谷川 均
(10)鷹尾 元弘 (11)繁本 雅和 (12)藤原 龍巳
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議事

第6号議案 農地法第3条の規定による許可について	4件
第7号議案 非農地証明願いの承認について	2件
第8号議案 「加東農業振興地域整備計画」の軽微な変更に対する意見について	1件
第9号議案 農業経営改善計画に関する意見について	1件
第10号議案 農用地利用集積計画の決定について	27件
 - 5) 報告

報告第4号 農地の貸借の合意解約通知について	7件
報告第5号 公共事業による農地の転用について	2件
 - 6) その他
 - 7) 閉会

事務局 (藤本次長)	<p>ただいまから、令和4年度第2回加東市農業委員会総会5月定例会を開催いたします。</p> <p>鈴木局長は全体区長会へ選挙関係の説明で出席のため、農業委員会を欠席させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は15名のうち14名で過半数に達しており、加東市農業委員会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。なお、11番山本委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>本日出席の農地利用最適化推進委員は、鷹尾委員、繁本委員、藤原委員でございます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	～國井会長あいさつ～
議 長	<p>それではただいまから令和4年度第2回5月定例会を開催します。</p> <p>本日の現地調査をしていただきました、谷口委員さん、長谷川委員さん、鷹尾推進委員さん、繁本推進委員さん、藤原推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に2番の柴崎委員と4番の大橋委員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>第6号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
議 長	～第6号議案を朗読～
事務局	続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号1、資料P1に申請地の位置図と譲受人の耕作地位置図をつけております。譲渡人は、高齢で農業後継者もないため、譲受人に譲渡することになりました。申請されました。譲受人は耕作に必要な農業機械もそろえておられ、農地を適正に耕作されています。</p>
事務局	<p>番号2、資料P2に申請地の位置図と譲受人の耕作地位置図をつけております。譲渡人は農地を相続されましたが、今後耕作する見込みがないため、利用権設定をして耕作している譲受人に農地を贈与することになり申請されました。譲受人は耕作に必要な農業機械も所有されており、農地も適正に管理されています。</p>
	番号3、資料P3～P5に申請地の位置図と譲受人の耕作地位置図をつけて

おります。譲渡人は遠方で農地の管理に手が回らないため農地の規模縮小を検討されていましたが、このたび譲受人と話がまとまつたので申請をされました。なお、この申請にあたり、譲受人の耕作地に非農地化した農地があることが判明したため、非農地申請も同時に申請されています。

番号4、資料P6～P8に申請地の位置図と譲受人の耕作地位置図をつけております。

申請地は地域で管理されている農地で、今後の管理のため、地区を代表して譲受人が取得することになり申請されました。譲受人は耕作に必要な農業機械も所有しており、農地を適正に管理されています。

以上4件の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第6号議案の説明といたします。

議長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議長 意見がないようですので、採決いたします。

第6号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、举手をお願いします。

各委員 ～全員举手～

議長 はい、全員举手にて、第6号議案については、原案のとおり許可することとします。

続きまして、第7号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第7号議案を朗読～

議長 この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、○○委員から報告をお願いいたします。

現地調査委員 第7号議案、番号1の○○は、○○から北東約80mにあり、現場は雑種地でありました。

番号2の○○は、○○から北約100mにあり、現場は山林及び原野でありました。

	以上、報告を終わります。
議長	はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号1、資料P9に位置図、P10に現況写真をつけております。申請地は、平成13年頃に、○○されたあと、地域のごみステーション用地として利用されてきたということで、今回、農地法第3条の申請にあたって地目が農地のままであると判明したので、非農地申請されました。申請地は農振地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。</p> <p>番号2、資料P11に位置図、P12に現況写真をつけております。申請地は山際の畠で、昭和49年頃には既に山林化しており、昭和61年頃の一時期、申請人の父が資材置場にしていましたが、現在はまた山林化しているということで、相続された申請人が地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は区域外です。</p> <p>以上2件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。</p>
	以上で、第7号議案の説明といたします。
議長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第7号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	～全員挙手～
議長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて第7号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第8号議案「加東農業振興地域整備計画の軽微な変更に対する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	～第8号議案を朗読～
議長	続きまして、内容説明を農政課からお願いします。
農政課	資料のP14をご覧ください。今回、農地から農業施設用地への用途変更の申し出がありました。所在地は○○の一部、面積は980m ² のうち56

m²です。公簿地目は田であり現況地目は、既に建設されているので宅地です。所有者・事業者ともに○○です。施設等の概要は農機具格納庫です。所有者は申出地で水稻を作付けされていますが、約40年前にトラクターや草刈機、肥料を保管するために農機具格納庫を建築しました。その際、用途変更及び農地転用の手続が必要であることを認識しておられず、現在まで無断転用となっています。農地を耕作するにあたり、農業用機械等を保管する格納庫が必要であるため、このたび農地から農業用施設用地への用途変更を申し出されました。なお、農機具格納庫はP15のとおりであり、申出の面積は過大ではありません。また、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他の総合的な利用に現時点では支障を及ぼしておりません。

次のP15に位置図、P16に計画図、P17に農機具格納庫内の配置図、P18に現況写真を添付しております。説明は以上です。

議長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

委員 今回の申出には直接関係ないことで申し訳ありませんが、この地域の農振農用地はなぜこのように点在して設定されているのでしょうか。東側の2筆は除外地でその向こうの1筆は農用地になっていて、農地の集団性からいうとあまり良くないと思います。おそらく以前からだと思いますので、今更仕方ないと思いますが。

事務局 ○○の当時から変わっていないとは思うのですが、何か理由があつて除外したのか元々なのかというの不明です。

議長 他にございませんか。

各委員 ~意見なし~

議長 意見がないようですので、採決いたします。

第8号議案「加東農業振興地域整備計画の軽微な変更に対する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ~全員挙手~

議長 全員挙手にて第8号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、第9号議案「農業経営改善計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ~第9号議案を朗読~

議 長	続いて、内容説明を農政課からお願ひします。
農政課	<p>資料の P19 の農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。</p> <p>○○にお住まいの○○です。説明は主要な部分のみとさせていただきます。</p> <p>営農類型につきましては、現状・5 年後ともに稻作です。年間所得は現状 19 万円で、5 年後の令和 8 年に 507 万円を目指す計画としています。</p> <p>続いて、P20 の農業経営の規模拡大に関する現状及び目標をご覧ください。作目では、現状は山田錦・ヒノヒカリ・もち米ですが、5 年後はそれに加えてどんとこいの飼料用米の作付けを行う計画です。農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業につきましては、作業受託で、畦塗・コンバインのオペレーターなどをされています。令和 8 年には、それらを拡大する計画をあげております。農用地及び農業生産施設につきましては、農用地は現在 358a、令和 8 年には 8 町ほど増やして 1,108a を耕作予定しております。現在、○○の方で耕作しており、その他、○○からも耕作依頼があり、8 町ほど確保できる見込みがあると聞いております。</p> <p>続いて、P21、生産方式の合理化に関する現状と目標・措置につきましては、先ほど説明しました借り受け面積を増やして規模拡大をしております。今後の借り受け農地では、飼料用米を中心に作付けを行う計画です。</p> <p>経営管理の合理化に関する現状と目標・措置につきましては、飼料用米は安価な肥料に切り替えて経費の削減を図ります。</p> <p>農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置につきましては、現在は家業で建設業などをしておりますが、今後は家業を息子に任せて農業に専念していく計画をしています。</p> <p>農業経営の改善に関するその他の目標・措置につきましては、現在は主な機械はすべて更新済みです。農業用機械等は P22 に記載しておりますので、説明は省略します。</p> <p>続きまして P23 をご覧ください。農業経営改善計画の認定申請にかかる今後 5 年間の收支計画を記載しております。農業の収入は、山田錦・ヒノヒカリ・もち米の過去 3 か年の実績により算出しています。ヒノヒカリ・もち米につきましては、現状の生産量が少ないので、生産量の増加を目指す計画をしています。飼料用米のどんとこいの拡大及び作業受託の拡大で農業収入を増やす計画です。どんとこいの出荷先につきましては、○○の他、○○から耕作を依頼されており、出荷先の確保はしております。農業経営費につきましては、規模拡大に応じて増加させる計画になっています。説明は以上です。</p>
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員	～意見なし～
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第9号議案「農業経営改善計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は举手をお願いします。</p>
各委員	～全員举手～
議長	<p>全員举手にて第9号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第10号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	～第10号議案を朗読～
	続きまして、内容の説明をお願いします。
	P7の1番から4番までが、賃貸借権の新規設定です。P7の5番からP8の10番までは、賃貸借権の更新です。
	P8の11番から16番までは、使用貸借権の新規設定です。続くP9の17番からP10の26番までは、使用貸借権の更新です。
	最後の次の27番は、ひょうご農林機構が中間管理権を新規設定するもので、機構が借り受けた上で、担い手の〇〇へ貸し出しをされます。
	全体がP6の集計表です。なお、括弧書きは先ほどのひょうご農林機構の中間管理事業の分です。
	賃貸借権の設定が10件、17筆、22,309m ² 、使用貸借権の設定が17件、32筆、4,128,3m ² 、うち機構の分が1件、1筆、1,544m ² です。
	合計27件、49筆、63,592m ² に利用権が設定され、5月31日に公告される予定となっております。
	以上で、第10号議案の説明とさせていただきます。
議長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
委員	番号1の〇〇はなぜ契約期間が1年なのでしょうか。
事務局	理由は聞いておりませんが、この方は以前から新規と更新の契約をされて何年も耕作されています。昨年も新規と更新の契約されている方ですが、こちらも耕作されているか気になりましたので農政課に現地を確認していただいております。現状はしっかりと管理されていましたので、問題ないかと思います。
委員	本来、基盤法の利用権設定は担い手への集積が目的なのに、アパート暮

	らしの方で 1 年契約などというのは担い手に該当するのか気になりますが、申請を受ける際に農政課はなぜ 1 年なのか提出者に確認するべきではないかと思いますので、確認していただきたいです。
事務局	どこまで把握しているか分かりませんが、確認させていただきます。
議 長	他にございませんか
各委員	～意見なし～
議 員	意見がないようですので、採決いたします。 第 10 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて第 10 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、報告事項に入ります。報告第 4 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 4 号を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1 番、2 番は、双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後は、借り人を変更されます。 4 番は、双方合意により無条件で 3 条の使用貸借権を解約し、解約後の予定は未定です。 番号 3 番と 5 番、次のページの 6 番の 3 件は、いずれも双方合意により無条件で利用権を解約され、第 6 号議案で許可いただいたとおり、所有権を移転されます。 最後の 7 番は、双方合意により無条件で利用配分計画による使用貸借を解約し、今後、別の担い手へ貸出しされる予定です。ひょうご農林機構を通じて貸し借りしている場合は、不測の事態で借受人が耕作できなくなつても、次の担い手を機構が探してくれます。また、耕作者が見つかるまで、最長 1 年間は機構が保全管理してくれます。この農地は、次の耕作者が見つかり、近々、権利設定される予定とのことです。 以上で、報告第 4 号の説明といたします。
議 長	内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

	続きまして、報告第5号「公共事業による農地の転用について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第5号を朗読～
議長	続きまして事務局より内容説明をお願いします。
事務局	<p>資料のP24に地図、P25、P26に計画図を添付しております。</p> <p>国や県が、農地を転用する場合は許可不要ですが、農業委員会へ報告いただくことになっています。今回、届出の2件は、いずれも〇〇の工期延長に伴い、一時転用期間を延長するもので、1番は令和5年3月末まで、2番は令和6年3月末まで延長されます。</p> <p>以上、報告第5号のご説明といたします。</p>
議長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。</p> <p>次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば説明をお願いします。</p>
事務局	<p>何点か事務局からご連絡させていただきます。</p> <p>まず1点目は、転用許可後の進捗状況等を確認する今年度1回目の農地パトロールの件です。日程はまだ決まっていませんが昨年と同じ7月末から8月の盆休みまでの間に実施しようと思っています。日程の詳細につきましては6月の定例会で報告させていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>次に、お手元にお配りしております、「農水省ガイドラインについて」と記載されているものをご覧ください。</p> <p>今年の2月頃に農水省から農業委員会等に向けて通知（ガイドライン）が発出されております。P1で簡単に経緯を説明させていただくと、様々な課題がある中で、農業委員会法の改正（平成28年度～）により、農地利用最適化推進委員が設置され、農地利用の最適化が必須事務（農地の集約、遊休農地の解消など）になり、また、人・農地プラン（地域の話し合い）にも関わっていくということになったわけですが、今回、P1の下側にあるようなさらなる見直しの一部として農水省から通知（ガイドライン）が発出されました。</p> <p>通知の内容としては、P3にありますが、農業委員会が、毎年度、最適化活動に係る目標（成果目標・活動目標）を設定し、点検・評価し、公表・報告するというものです。</p> <p>農業委員会が成果目標と活動目標を設定しますが、成果目標には、「①</p>

農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進」、活動目標には、「④推進委員等が最適化活動を行う日数、⑤活動強化月間の設定、⑥新規参入相談会への参加」があり、委員の皆様に特に関係してくる部分としては、活動目標の中の④最適化活動を行う日数と⑥新規参入相談会への参加という部分です。

④推進委員等が最適化活動を行う日数は、委員の皆様に1ヶ月あたり何日活動していただくかの目標になります、現時点では、8日～12日程度を目標とさせていただきたいと考えています。

実際に委員の皆様の活動日数をどのように把握するのかというと活動記録簿があったかと思いますが、そちらに活動内容等を記録していただき、定例会ごとに必ず提出していただきたいと思います。

提出にあたり、どんな内容のことを記録簿に書けばいいのかということですが、P13、14にもありますが、例えば、自分の田に行く道中に他の人の田の状況を見られたりすること、農作業している時や散歩されている時などに農家さんと話をしたりすることもあると思うのですが、それらも「農地の見守り」活動や「仲間への声掛け」活動ということで最適化活動になりますので、日常的にしていることを記入していただければと思います。活動時間に関わらず、5分でも、電話1本でも先ほど言ったようなことをされれば、1日活動したことになりますので、積極的に記録簿に記入していただきますようお願いします。記入は、1枚に複数の日をまとめてでも、複数枚記入していただいてでも、どちらでも結構です。

次に、⑥新規参入相談会への参加についてですが、都道府県、市町村等が実施する相談会に委員を1名以上参加することを目標とするものですが、こちらが考えているのは、農政課が認定新規就農者のヒアリング等をする際に、現在は、事務局のみ参加していますが、そこに担当地域の委員さんに一緒に参加していただきたいと思っていますので、ヒアリング等がある時には声掛けさせていただきますので、ご参加いただきますようお願いします。

詳細な目標数値等は、6月定例会でお示しさせていただきます。

活動記録カードは来月から、1枚でも結構ですので提出していただきますようよろしくお願いします。

事務局からは以上になります。

会長

この農水省のガイドラインについてですが、この内容全てを委員にしてくださいというのは難しいです。

事務局

そうだと思います。農水省・総務省の間で「活動が分からない」「活動をしていないのではないか」と疑問がある中、全国の農業委員さんの活動を見る形で示さないといけないようですので、まずはお忙しいところお手数ですが、活動記録カードを記入していただくところからしていただければと思います。

活動記録カードは、月1枚は必ず提出していただきたいです。活動内容を集計するなどは事務局でさせていただきます。

委 員	農業新聞にも載っていましたが、何か目標を持って活動しなさいということだと思いますが、事務局の言われているような内容でないと難しいかなと思います。 活動記録カードはどこまでの内容を書けばいいですか。
事務局	箇条書きでも結構ですので、農地を見回りしたなど、普段からしていることを書いていただければと思います。
議 長	何かご質問等はございませんか。
各委員	～質問なし～
事務局	以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。 これをもちまして、令和4年度第2回総会5月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 柴崎 彰孝

議事録署名委員 大橋 徹